**自動車運転手雇用契約書**

綾川町　　　　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「候補者」という。）と（以下「運転手」という。）は、候補者が使用する公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結した。

１　雇用期間　　　　　令和年月日から令和年月日まで（日間）

２　契約金額　　　　　**￥　　　　　　　 円**

（１日につき　円）

３　運転する自動車の登録番号又は車両番号

４　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、運転手は、「綾川町議会議員及び綾川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき、綾川町に対し請求するものとし、候補者はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、綾川町に請求する金額が契約金額に満たないときは、候補者は、運転手に対し不足額を支払うものとする。ただし、候補者が公職選挙法第９３条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、運転手は綾川町には請求できない。

５　この契約に定めるもののほか必要な事項は、候補者・運転手協議して定めるものとする。

令和　年月日

発注者　　　綾川町　　　　　　　　　　選挙候補者

住所

氏名

受注者　　　住所

氏名

（電話）